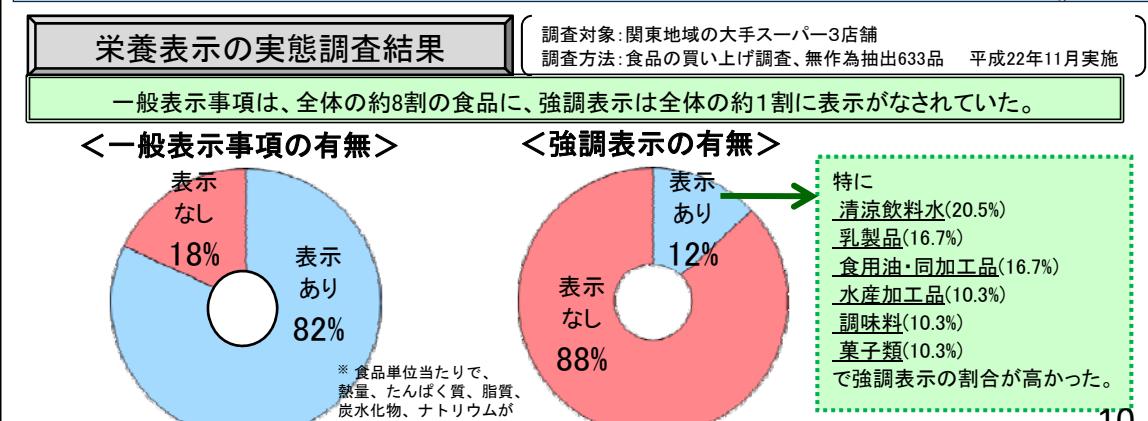
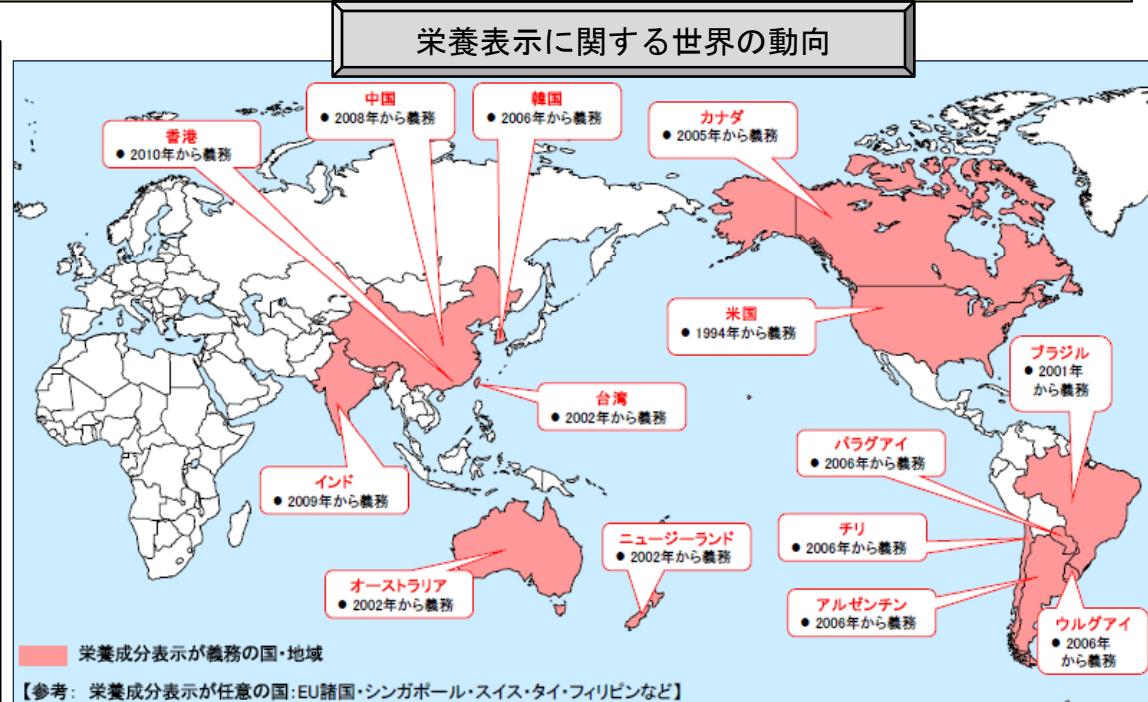
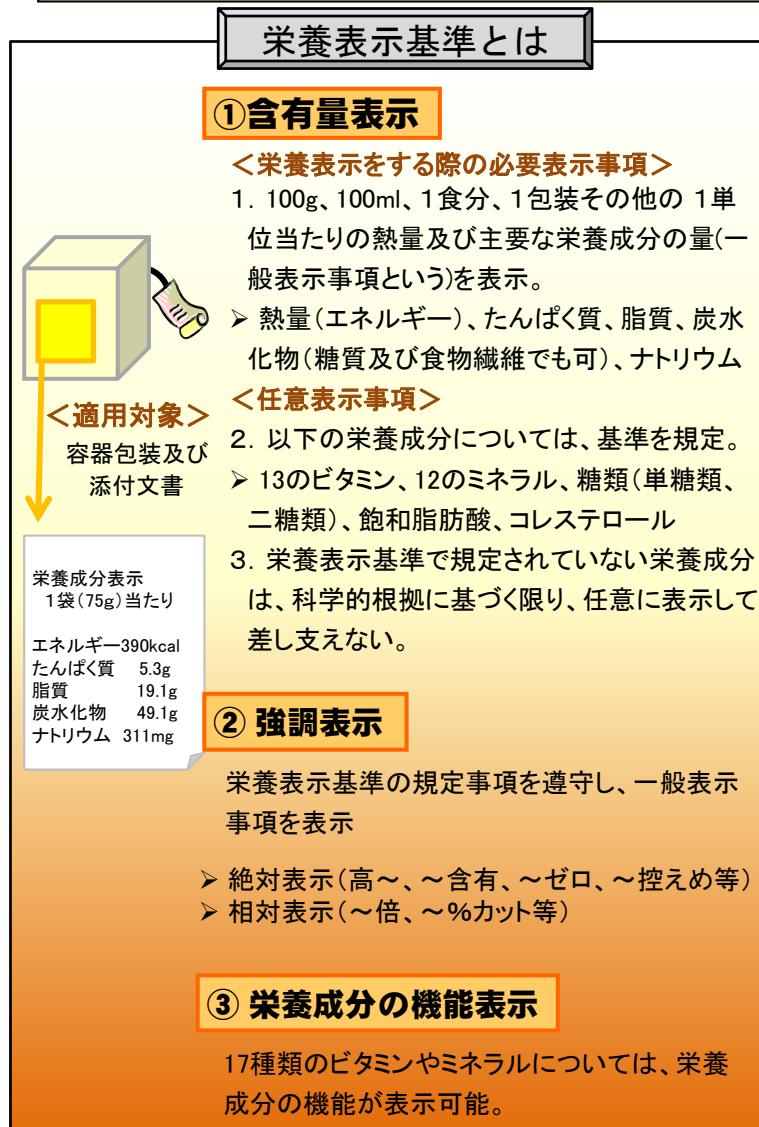


### III 一元化の検討にあわせて検討 することとされている事項

### III 栄養表示の義務化に向けた検討

- 販売に供する食品に、栄養成分の含有量表示や、「〇〇ゼロ」「〇〇%カット」などの強調表示、栄養成分の機能を表示する場合には、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。
- 栄養表示の義務化に向けて、平成22年12月から栄養成分表示検討会を開催してきたが、本年8月23日、表示の適用範囲、わかりやすく活用しやすい表示方法、監視・執行のあり方などについて、検討がなされることが適当であると報告された。



### III 「健康食品の表示に関する検討会」論点整理(平成22年8月27日)の概要

#### 検討項目

消費者庁では、平成21年11月より「健康食品の表示に関する検討会」を開催し、

- 健康食品の表示の現状の把握及び課題の整理
- 特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度のあり方
- いわゆる健康食品の表示の適正化を図るために表示基準のあり方等を検討項目として議論。

#### 論点整理の概要

消費者庁において早急に対応すべき方策

消費者委員会において更に議論

#### (1) 特保の表示許可制度

##### ①特保の表示許可手続の透明化

- ・審査に必要かつ十分な試験デザインの枠組みを提示
- ・公表すべき情報の範囲や審査の基準を統一
- ・特保の新たな規格基準の策定を検討

##### ②許可後に生じた新たな科学的知見の収集

- ・事業者に科学的知見を定期的に取りまとめて報告させ、必要に応じて表示内容の変更を求める

##### ③保健の機能を適切に伝える表示・広告方法

- ・摂取対象者や期間が記載されるよう、表示方法を改善
- ・許可表示を超える広告の変更を求めるなど、特保の広告に係るガイドラインを作成

#### (2) 健康食品の表示・広告規制

##### ①虚偽・誇大な表示・広告規制の効果的な執行

- ・虚偽・誇大な表示や広告の具体例を明らかにするなど、ガイドラインを作成
- ・インターネットにおける虚偽・誇大広告の監視を強化

##### ②関係部局・団体との連携促進

- ・薬事法を所管する厚生労働省との連携や地方レベルでの担当部局の連携を促進
- ・事業者・メディア団体の審査の参考となるよう、モデル条項を策定

##### ③一定の機能性表示を認める仕組みの研究

- ・新たな成分に係る保健の機能の表示を認める可能性について研究

#### さらに検討が必要な制度的な課題

##### ①特保の表示許可制度

- ・再審査手続を開始するか否かの判断基準の明確化
- ・許可を一時停止できる仕組みなど、新たな制度設計のあり方

##### ②健康食品の表示の効果的な規制や適切な情報提供の仕組み

- ・食品表示に関する一元的な法体系のあり方の検討と整合性をとりつつ、食品の機能性表示をめぐる制度の見直し
- ・消費者からの相談を受け付ける体制の整備
- ・消費者にアドバイスできる専門家の養成や情報を集約・提供する体制の整備

### III 消費者委員会における検討

#### 特定保健用食品の表示許可制度専門調査会

「健康食品の表示に関する検討会」論点整理を受け、平成23年2月より検討を開始し、平成23年6月24日に報告書を取りまとめた。

##### 検討事項

- 1.再審査手続の迅速化を図るための取組の検討
- 2.再審査手続開始後の対応
- 3.許可の更新制の導入

#### 報告書の概要

- 科学的知見の収集について
  - ✓ 事業者が新たな科学的知見を収集し、報告をする制度を検討すべき
  - ✓ 報告された知見を科学的・中立的に分析・評価する体制を検討すべき
- 再審査手続開始後の情報提供について
  - ✓ 審査状況等に関する情報を消費者に広く提供する方策を検討すべき
- 許可の更新制の導入について
  - ✓ 更新制度の導入に向けて、有効性や安全性に係る審査基準の明確化や有効期間の設定、審査体制の整備等の検討を開始すべき



#### 特定保健用食品の表示許可制度についての提言 (平成23年8月12日)

消費者庁が特定保健用食品の表示許可制度専門調査会の報告書の内容を踏まえ、必要な取組を進めることを提言。特に、許可の更新制については、更新審査を適切に実施するための審査体制の整備が重要であることから、消費者庁においてはこの点を十分留意した上で、許可の更新制の導入に向けた検討を進めることを求める。

### III 加工食品の原料原産地表示の拡大

- 消費者庁では、義務表示の着実な拡大に向け、消費者・事業者等による意見交換会(平成22年3月29日)、要望の多かった品目についての流通実態調査等を実施し、「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」を義務化することについて、消費者委員会へ諮問(同年11月4日)し、食品表示部会での審議を経て平成23年3月23日に答申を受け、同年3月31日に品質表示基準の改正を告示した(平成25年3月31日まで経過措置)。
- なお、今後の原料原産地表示の拡大の進め方については、昨年12月に消費者委員会食品表示部会に設置された「原料原産地表示拡大の今後の進め方に関する調査会」において検討が行われ、本年7月6日の調査会報告書において、新たに制定される法体系の下で、原料原産地表示の対象品目や選定方法等が改めて設定されることを期待するとされたところである。

